

島根県後期高齢者医療広域連合 広域計画

令和2年2月

島根県後期高齢者医療広域連合

1 広域計画の趣旨

島根県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第 291 条の 7 の規定に基づくもので、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に行うため、島根県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び島根県内の広域連合を組織するすべての市町村（以下「関係市町村」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら実施する事項等について定めるものです。

2 基本的な方針

広域連合及び関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律をはじめとする関係法令（以下「法令等」という。）の趣旨に則り、広域化のスケールメリットを活かし、被保険者が将来に亘って、安心して必要かつ適正な医療給付を受けることができる健全で効率的な制度の運営を行います。

3 広域計画の項目

広域計画は、広域連合規約第 5 条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について定めます。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

4 広域連合及び関係市町村が行う事務

広域連合及び関係市町村は、後期高齢者医療制度の実施に関して、次の事務を行います。

広域連合は、関係市町村と連携し、被保険者の資格管理、医療給付及び保険料賦課を適正かつ効率的に行うとともに、関係市町村の保険料収納率向上の推進及び被保険者が住みなれた地域で自立した生活ができる期間の延伸と生活の質の維持向上を図るため、高齢者の特性を踏まえた保健事業の展開など、総括的な役割を担います。

関係市町村は、制度を支える保険料の収納の確保を図るとともに、被保険者にもっとも身近な住民サービスの窓口としての役割を担います。

また、関係市町村は、広域連合からの受託により、高齢者保健事業を介護予防や国民健康保険事業と一体的に実施します。

(1) 広域連合が行う事務

ア. 被保険者の資格管理に関する事務

- ①被保険者の資格の適用、異動及び負担区分の管理
- ②65歳以上75歳未満の者の被保険者認定
- ③被保険者証等の交付

イ. 医療給付に関する事務

- ①現物給付に係る給付費の審査、支払等
- ②償還払いに係る給付費の審査、支払等
- ③その他条例で定める給付

ウ. 保険料の賦課に関する事務

- ①保険料率の決定
- ②保険料の賦課
- ③保険料の減免等

エ. 保健事業に関する事務

- ①保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定及び評価
- ②高齢者保健事業の企画調整
- ③関係市町村へ的高齢者保健事業の委託
- ④委託契約に基づく関係市町村へのデータ提供
- ⑤関係市町村の高齢者保健事業の実施及び評価の支援
- ⑥その他高齢者保健事業に関する事務

オ. その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や苦情への対応は、市町村と広域連合が緊密に連携して行います。

(2) 関係市町村が行う事務

ア. 被保険者の資格管理に関する事務

- ①被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- ②被保険者証等の引渡し
- ③被保険者証等の返還の受付

イ. 医療給付に関する事務

- ①医療給付等に関する申請及び届出の受付
- ②医療給付等に関する証明書の引渡し

ウ. 保険料の徴収に関する事務

①保険料の徴収

②保険料等の納付

エ. 保健事業に関する事務

広域連合からの受託による高齢者保健事業の実施

オ. 被保険者の便益の増進に寄与する事務

①保険料等の減免申請等の受付

②被保険者からの各種相談・照会への対応

5 広域計画の期間及び改定

この広域計画の期間は、平成 22 年度から後期高齢者医療制度が廃止されるまでの期間とします。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行います。

6 広域計画の実施

広域計画の趣旨及び基本的な方針に則り、当該計画の期間における詳細な実施方法等を別に定め、広域計画を実施します。